

令和4年度 第1回豊能町教育委員会会議（4月定例会）会議録

日 時： 令和4年4月25日（月） 午後2時30分開会

場 所： 豊能町役場 2階大会議室

出席者： 教育長	森田 雅彦
教育長職務代理者	宮崎 純光
教育委員	坂口 敏子
教育委員	富永 彰一
教育委員	馬渡 秀徳
事務局：こども未来部長	入江 太志
教育総務課長	千歳 あや乃
義務教育課長	吉澤 亘
こども育成課長	竹内 弘明
生涯学習課長	寺倉 義浩
義務教育課主幹兼保幼小中一貫教育推進室長	峯 亜希子
義務教育課主幹兼保幼小中一貫教育推進室主幹	山田 善紀
教育総務課課長補佐兼保幼小中再編整備室長	住原 聡
教育総務課主事	篠崎 達郎

傍聴者： 2名

会議次第

○審議事項

第1号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の改正について

第2号議案 豊能町青少年指導員の委嘱について

○各課・室からの報告

開会：午後2時30分

【教育長】

それでは、ただいまから会議を始めます。

ただいまの出席委員は4名です。

過半数に達していますので、ただいまから「令和4年度第1回 豊能町教育委員会会議4月定例会」を開会いたします。

会議録署名人を宮崎職務代理によろしくお願いいたします。

なお、川村委員から欠席をされる旨のご連絡をいただいております。

それでは、議題に入ります前に、4月1日付けで、事務局の人事異動がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

【こども未来部長】

それでは会議に入ります前に、最初に教育委員会事務局の課長級以上の異動のご報告をさせていただきます。

(人事異動説明)

課長級以上の異動報告は以上でございます。

【議長】

それでは議題に入ります。

本日は、審議事項2件を議題とさせていただきます。

まず、はじめに、第1号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の改正について」でございます。

事務局より説明をお願いいたします。

【こども育成課長】

第1号議案「豊能町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の改正について」ご説明いたします。

提案理由は、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

今回の改正は第57条です。改正の対象となる、特定子ども・子育て支援施設等は認可外保育施設等が該当しますが、現在のところ、本条例に該当する施設で町から施設型給付費を受ける事業所は町内にはございません。

第57条は、第55条・第56条の規程を施設が法定代理事業をする場合に読み替える規程です。特定子ども・子育て支援提供者である施設が、市町村から保護者に代わって施設等利用費を法定代理受領する場合に義務づけられている保護者及び市町村に対する、特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を幼稚園・認定こども園・特別支援学校

幼稚園部(これらの施設における預かり保育事業も含みます)が、これらについては不要とすると改められました。このことにより、特定子ども・子育て支援提供者である施設の事務負担の軽減になります。

法定代理受領とは、保護者が施設の利用料から無償化相当額を差し引いた額のみを施設に支払う方法です。このため、施設はこの差し引いた無償化相当額を保護者に代わって市町村に請求します。これを「法定代理受領」といいます。

特定子ども・子育て支援提供証明書には、その子どもが施設を利用した日数や金額が記載されています。市町村は施設から請求書と利用内容が送られてきて、施設に支払います。

請求書には、必要に応じて、その子どもが施設を利用した内容などを市町村が確認できることが示されておりますので、特定子ども・子育て支援提供証明書の提出がなくなっても市町村の事務には支障はありません。

なお、施行は「交付の日から」としております。

【教育長】

ただいまの説明に対する質疑を求めます。

現在のところ、町内に該当する施設はないということですね。

【こども育成課長】

町内には施設型給付費を受け取る施設はございません。

【議長】

ほかによろしいですか。それでは質疑を終結いたします。採決を行います。

ただいま説明のありました第1号議案「豊能町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の改正について」賛成の方の挙手をお願いいたします。

＝ 挙手全員 ＝

挙手は全員であります。よって、第1号議案は「可決」されました。

次に第2号議案「豊能町青少年指導員の委嘱について」でございます。

事務局より説明をお願いいたします。

【生涯学習課長】

それでは、第2号議案「豊能町青少年指導員の委嘱について」提案理由をご説明いたします。

豊能町青少年指導員設置要綱第4条の規程に基づく任期満了に伴う、青少年指導員の委嘱を行いたく、教育委員会会議で議決を求めるものでございます。

前回の教育委員会会議(3月28日開催の際の教育委員会会議)において、34名の青少年指導員の委嘱について承認をいただいたところでございますけれども、その後、野間口自治会より一名推薦漏れ、光風台自治会よりご推薦をいただいた4名の方は誤りであった旨の連絡がございました。

つきましては、前回の教育委員会会議にて承認をいただいた、光風台自治会推薦の4名を除く30名にあわせて、野間口地区から1名、光風台地区から5名の青少年指導員の委嘱について追加承認をいただくものでございます。

今回の被委嘱者は6名となります。今回6名の方すべてが継続の方となります。

委嘱期間は本日令和4年4月25日より、令和6年3月31日までということで報償金は年額12,000円でございます。

これによりまして、青少年指導員の総数は36名となり、うち新任の方が8名、継続の方が28名となることとなります。

【議長】

質疑はよろしいでしょうか。それでは、質疑を打ち切ります。採決を行います。

ただいまの説明にありました、第2号議案「豊能町青少年指導員の委嘱について」賛成の方の挙手をお願いします。

＝ 挙手全員 ＝

挙手は全員であります。よって、第2号議案は「可決」されました。

次に、前回会議以降の各課の報告に移ります。

順次事務局より、報告をお願いいたします。

【こども未来部長】

- ・東能勢小中一貫校の開校について
- ・新型コロナウイルス感染防止について
- ・今年の子ども未来部の目標
 - ①西地区の小中一貫校の再編整備の推進
 - ②西地区の保育所幼稚園等の再編
 - ③生涯学習施設の今後のあり方
 - ④保幼小中一貫教育の推進

【教育総務課長】

- ・東能勢小中一貫校の開校について

- ・東能勢小中学校 5、6 先生の給食喫食状況について
- ・西地区の小中一貫校の改修工事について
- ・令和 4 年度大阪府町村教育委員会連絡協議会に関して

【義務教育課長】

- ・小学校、中学校入学式について
- ・まん延防止措置解除後の教育活動について

【保幼小中一貫教育推進室長】

- ・東能勢小中学校の入学式および進級式等について
- ・学校運営協議会について
- ・義務教育学校開校に向けて

【こども育成課長】

保育所、こども園、幼稚園の入園所式について

【生涯学習課長】

- ・シートスの指定管理者変更およびイベント開催について
- ・第 1 回目の文化展の実行委員会開催について
- ・青少年指導員 30 名、スポーツ推進委員の 14 名の委嘱式開催について
- ・社会教育委員会、文化ホール運営協議会の合同開催について

【教育長】

それぞれの課から報告がございました。ご質問・ご意見等ございませんか。

【委員】

東能勢中学校の入学式で 5、6 年生については分かったのですが、中 1（7 年生）の保護者は来ていたのですか。

【保幼小中一貫教育推進室長】

7 年生の入学式に参列していただきました。

【議長】

他よろしいですか。

それでは以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

次に 5 月の教育委員会会議の日程でございますが、事前にお聞きしていましたように

5月27日の金曜日午後2時半からということでご予定をいただけますか。5月27日の金曜日でございます。

それでは、以上をもちまして「令和4年度第1回豊能町教育委員会会議4月定例会」を閉会いたします。本日は本当にお疲れ様でございました。

閉会 午後3時10分